

○小矢部市農業研修生受入支援補助金交付要綱

令和6年3月29日告示第114号

改正

令和7年3月31日告示第36号

令和7年3月31日告示第46号

小矢部市農業研修生受入支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市における農業後継者の育成を図るため、農業研修を希望する者（以下「研修生」という。）を受け入れ、農業技術を指導する農業経営体（以下「受入農業経営体」という）に対し、予算の範囲内において小矢部市農業研修生受入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱で使用する用語の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 研修生 次の各号のいずれにも該当する者をいう。

ア 研修開始時の年齢が18歳以上60歳未満の者

イ 研修後、市内で就農する予定の者

(2) 受入農業経営体 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 市内の認定農業者である者

イ 市内で認定農業者と同等の生産をしており、研修生の受入れが適当と認められる農業者

ウ 市内の農業生産法人

(補助金の交付要件)

**第3条** 市長は、研修生が次の各号のいずれにも該当する場合に、受入農業経営体に補助金を交付するものとする。

(1) 過去に当該受入農業経営体と雇用契約（短期間のパート及びアルバイトを除く。）を締結していないこと。

(2) 新たに農業経営体に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結して採用された

者（ただし、本事業の支援終了後に独立等することを前提とした研修生の場合はこの限りではない。）で、採用されてから12か月未満の者であること。

(3) 研修終了後の雇用契約の継続若しくは研修終了後1年以内に市内の他の農業経営体に就職又は市内で独立自営就農又は親元就農し、その後3年以上市内で農業に従事することを確約すること。

(4) 過去に農業経営体と12か月以上の雇用契約を締結していないこと。

(5) 過去に農業経営を行っていないこと。

2 受入農業経営体が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、当該補助金の交付の対象とはしない。

(1) 国、県又は他の市町村からこの補助金と交付の目的を同じくする他の補助金等の交付を受けている場合

(2) 納期限の到来した未納の市税等がある場合  
(研修期間)

**第4条** 交付対象となる研修に要する期間等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 研修期間 12か月以内とする。ただし、累計2か月を超えるものに限る。

(2) 研修時間 月当たり100時間以上とする。

2 前項の規定は、12か月を超える研修を行うことを妨げるものではない。

(補助金の額)

**第5条** 月額10万円とし、最長12か月交付するものとする。ただし、前条第1項第2号に規定する研修時間に満たない月は交付対象としない。

2 補助金の交付については、当該年度の予算の範囲内にて行うものとする。

(受入人数の制限)

**第6条** 受入農業経営体が、補助金の対象となる研修生を同時に受け入れることができる人数は、1人を上限とする。

(承認申請)

**第7条** 研修生の受入れを行おうとする受入農業経営体は、農業研修生受入支援補助金研修内容承認申請書（様式第1号。以下「承認申請書」という。）に研修計画書（様式第2号）を添付して、市長に提出しなければならない。

(研修内容の承認)

**第8条** 市長は、前条の承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、研修内容が適当であると認めるときは、農業研修生受入支援補助金研修内容承認通知書（様式第3号）により当該受入農業経営体に通知するものとする。

（変更承認申請等）

**第9条** 受入農業経営体は、前条により承認を受けた研修内容に変更があった場合には、速やかに農業研修生受入支援補助金研修内容変更承認申請書（様式第4号。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があったときは、その内容を変更し、研修内容の変更が適当であると認めるときは、農業研修生受入支援補助金研修内容変更承認通知書（様式第5号）により当該受入農業経営体に通知するものとする。

3 第1項ただし書の規定による軽微な変更とは、第7条の研修計画書の研修予定項目の変更とする。

（研修の中止等）

**第10条** 受入農業経営体が研修を中止し、又は研修生が研修を辞退する場合は、農業研修生受入支援補助金研修中止（辞退）届（様式第6号）に記入し、受入農業経営体が市長に届け出なければならない。

（研修の報告）

**第11条** 受入農業経営体は、研修生の受入期間中、研修の実施内容について、研修月報（様式第7号）を毎月記載し、翌月10日までに市長に報告しなければならない。

（交付申請及び実績報告）

**第12条** 受入農業経営体は、第8条又は第9条の規定により承認を受けた研修が終了した場合には、当該研修の終了の日から1か月以内又は、当該研修の実施年度の末日のいずれか早い期日までに農業研修生受入支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第8号。以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に研修実績書（様式第9号）を添付して市長に提出するものとする。

2 研修期間が複数年度にわたる場合は、交付申請書兼実績報告書を当該研修の実施年度ごとに提出するものとし、その提出期限は、当該研修の実施年度の末日とする。

（交付決定及び額の確定）

**第13条** 市長は、前条の交付申請書兼実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、

適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、当該受入農業経営体に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

**第14条** 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(報告等)

**第15条** 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、当該受入農業経営体に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

**第16条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（令和7年3月31日告示第36号）

この告示は、公表の日から施行する。

**附 則**（令和7年3月31日告示第46号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

小矢部市長 様

(受入農業経営体)  
申請者 住 所

氏 名

連絡先

農業研修生受入支援補助金研修内容承認申請書

小矢部市農業研修生受入支援補助金交付要綱第7条に基づき、下記研修生を受け入れ、研修を実施したく申請します。

記

1 受入する研修生

(1) 住 所 \_\_\_\_\_

(2) 氏 名 \_\_\_\_\_

(3) 生年月日 年 月 日生 ( 歳)

(4) 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 研修時間 午前 時 分から午後 時 分まで

2 研修概要 研修計画書(様式第2号)のとおり

3 添付書類

(1) 研修計画書

(2) 雇用契約がわかる書類の写し

【裏面につづく】

【裏面】

私（受入農業経営体）は、小矢部市農業研修生受入支援補助金研修内容承認申請にあたり、小矢部市農業研修生受入支援補助金要綱第3条に基づき、下記チェック事項について了承いたします。

また、下記のチェック事項及び研修生のチェック事項について、同要綱第8条又は第9条に基づく研修内容の承認（変更承認）後に事実と相違があった場合には、本補助金に係る申請を辞退いたします。

また、同要綱第13条に基づく交付決定後に事実と相違があった場合には、同要綱第14条に基づく交付決定の取消しに応じ、補助金が既に交付済であった場合には、補助金の返還に応じます。

（チェック事項【受入農業経営体】）

- ：私（申請者）と研修生の間過去に雇用関係はありません。
- ：私は過去に同一の研修生を受入れ、本補助金を受けたことはありません。
- ：私は国、県、市又は他の市町村から、既に目的を同じとする補助金等の交付を受けていません。

私（研修生）は、小矢部市農業研修生受入支援補助金研修内容承認申請にあたり、小矢部市農業研修生受入支援補助金要綱第3条に基づき、下記チェック事項について了承いたします。

（チェック事項【研修生】）

- ：私と受入農業経営体の間過去に雇用関係はありません。
- ：私は研修終了後の雇用契約の継続若しくは研修終了後1年以内に市内の他の農業法人等に就職又は市内で独立自営就農又は親元就農し、その後3年以上市内で農業に従事することを確約します。
- ：私は過去に農業経営体と12か月以上の雇用契約を締結していません。
- ：私は過去に過去に農業経営を行っていません。

研修生署名 住所：

氏名： \_\_\_\_\_

様式第2号

年 月 日

小矢部市長

(受入農業経営体)  
申請者 住所

氏名

研修計画書

研修計画の概要 及び 研修者の到達目標								
研修予定項目								
月	上旬		月	上旬		月	上旬	
	中旬			中旬			中旬	
	下旬			下旬			下旬	
月	上旬		月	上旬		月	上旬	
	中旬			中旬			中旬	
	下旬			下旬			下旬	
月	上旬		月	上旬		月	上旬	
	中旬			中旬			中旬	
	下旬			下旬			下旬	
月	上旬		月	上旬		月	上旬	
	中旬			中旬			中旬	
	下旬			下旬			下旬	

上記研修計画に基づき研修を受けることに同意いたします。

研修生 住所

氏名

様式第3号

第 号  
年 月 日

様

小矢部市長

農業研修生受入支援補助金研修内容承認通知書

年 月 日付で提出のあった農業研修生受入支援補助金研修内容承認申請について承認しましたので、小矢部市農業研修生受入支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の対象となる上記事業については、承認後、速やかに実施し、終了後にあっては実績報告書兼交付申請書を提出すること。  
なお、特別な事由により、速やかな事業実施が困難な場合には、事前に市長に報告し、その指示を受けること。
- 2 承認を受けた内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- 3 事業を中止し、又は辞退する場合には、市長の承認を受けること。
- 4 事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

様式第4号

年 月 日

小矢部市長 様

(受入農業経営体)  
申請者 住所

氏名

農業研修生受入支援補助金研修内容変更承認申請書

年 月 日付 第 号により承認通知のあった 年度小矢部市農業研修生受入支援補助金の研修内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容  
(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更の理由

3 添付書類

様式第5号

第 号  
年 月 日

様

小矢部市長

農業研修生受入支援補助金研修内容変更承認通知書

年 月 日付で提出のあった農業研修生受入支援補助金研修内容変更承認申請について承認しましたので、小矢部市農業研修生受入支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

(変更した内容をここに記載。)

様式第6号

年 月 日

小矢部市長 様

(受入農業経営体)

住 所

氏 名

農業研修生受入支援補助金研修中止（辞退）届

年 月 日付 第 号により内容の承認（変更承認）を受けた小矢部市農業研修生受入支援補助金に係る研修については、次のとおり（中止・辞退）します。

記

1 補助金名 小矢部市農業研修生受入支援補助金

2 研 修 生 住 所

氏名

3 研修中止（辞退）の理由

様式第7号

研修月報（ 年 月分）

日	曜日	時間	主な研修内容等
1		～	
2		～	
3		～	
4		～	
5		～	
6		～	
7		～	
8		～	
9		～	
10		～	
11		～	
12		～	
13		～	
14		～	
15		～	
16		～	
17		～	

18		~	
19		~	
20		~	
21		~	
22		~	
23		~	
24		~	
25		~	
26		~	
27		~	
28		~	
29		~	
30		~	
31		~	
	研修日数計	日	研修生氏名
	受入農業経営体確認欄	年 月 日	確認 氏名
	受入農業経営体のコメント		

※研修を実施した月の翌月10日までに市農林課に提出すること。

様式第8号

年 月 日

小矢部市長 様

(受入農業経営体)

住所

氏名

農業研修生受入支援補助交付申請書金兼実績報告書

年 月 日付け 第 号により研修内容の承認(変更承認)のあった  
年度小矢部市農業研修生受入支援補助金について、下記の本年度事業実績に基  
づき補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 事業の内容
  - (1) 住 所 \_\_\_\_\_
  - (2) 氏 名 \_\_\_\_\_
  - (3) 研修期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで
  - (4) 今年度交付対象月数 \_\_\_\_\_ 月
- 3 添付書類
  - (1) 研修実績書

様式第9号

年 月 日

小矢部市長

(受入農業経営体)  
申請者 住所

氏名

研修実績書

研修の概要 及び 研修者の到達目標 達成状況											
研修項目											
月	上旬		月	上旬		月	上旬				
	中旬			中旬			中旬				
	下旬			下旬			下旬				
月	上旬		月	上旬		月	上旬				
	中旬			中旬			中旬				
	下旬			下旬			下旬				
月	上旬		月	上旬		月	上旬				
	中旬			中旬			中旬				
	下旬			下旬			下旬				
月	上旬		月	上旬		月	上旬				
	中旬			中旬			中旬				
	下旬			下旬			下旬				

上記の研修を受けました。

研修生 住所

氏名